

## 土木工事（小規模工事）に於ける完成図書一覧

・初回打合せ時において確認すること。

別紙1

項 目	摘 要	小 規 模 工 事	
		500万円以上1,000万円未満	少額工事500万円未満
完成届出書	沼津市契約規則第72条（第15号様式）		
中間検査	検査終了後、数日以内に資料（写真、検査結果等）を提出		
請負工事関係書類整備状況調査書			
請負代金内訳書	沼津市契約規則第54条 契約締結後10日以内		
実施工程表			
工事工程月報	沼津市契約規則第54条（第9号の2様式）		省 略
段階確認・立会願			
休日・夜間作業届	月単位等で事前にまとめて報告も可		
工事記録簿	沼津市契約規則第56条の2（第12号様式）	省 略	省 略
材料検査簿	沼津市契約規則第58条（第13号様式）	省 略	省 略
工事写真帳	着手前及び完成時の写真は紙納品		
安全訓練等実施記録	月4時間以上		
品質管理			自主管理 提出は省略
交通整理人	設計人数・実施人数・伝票（写）		
産業廃棄物関係書類	集計表、マニフェスト、委託契約書（写）、登録許可証（写）、 車両登録表（写）		
再生資源利用計画書（実施書） 及び再生資源利用促進計画書 （実施書）			
残土処分	建設発生土及び建設副産物処理における特記仕様書		
出来形管理表			
建設業退職金共済制度	建設業退職金共済証紙受払簿		
材料承認願		省 略	省 略
施工計画書		一部省略 注2	一部省略 注3
施工体制台帳	施工体系図、再下請負通知書、下請負契約書（写）、作業員名簿 を含む		
工事实績データ	請負金額 500万円以上（契約締結後10日以内）	省 略	

注1）「省略」とは、定められた様式での提出を省略することができるものであり、検査時等の提示など説明責任の必要がある。

なお、工事・工種特性により監督員が特に提出を求める場合はこの限りでなく、必要である項目を特記仕様書等に記載若しくは協議することで提出を求めることができるものとする。

注2）小規模工事（500万円以上1,000万円未満）における施工計画書は、静岡県「小規模工事事務取扱要領」の「小規模工事（当初請負代金額500万円以上3,500万円未満）の施工計画書記入例」により記載内容の一部を省略することができるものとする。

注3）少額工事における施工計画書は、静岡県「小規模工事事務取扱要領」の「少額工事（当初請負代金額500万円未満）の施工計画書記入例」により記載内容の一部を省略することができるものとする。

注4）その他監督員が必要と認める書類については、提出を求めることができるものとする。